第8期目黒区介護保険事業計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要について

「目黒区パブリックコメント手続要綱」(平成21年2月25日制定)に基づくパブリックコメントとして、令和2年12月5日から令和3年1月12日まで第8期目黒区介護保険事業計画素案に対するご意見を募集しました。計画案を策定するに当たり、お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。ご意見は、原則として全文を掲載していますが、長文にわたるものについては、趣旨を損なわない範囲で一部省略、要約又は分割している場合があります。

2 パブリックコメントの集計結果

(1)提出者数

ア	パブリックコメント募集	メール	FAX	持参	計
	個人	1	0	1	2
	団体	0	0	0	0
	議会	1	0	2	3
	計	2	0	3	5
1	区民説明会				0
	合 計				5

【参考】パブリックコメントとして取り扱わなかったもの なし

【パブリックコメント募集】

- ○募集期間:令和2年12月5日~令和3年1月12日
- ○周知方法
 - ア めぐろ区報 (12/5号)、目黒区ホームページ等
 - イ 素案閲覧・配付場所

目黒区総合庁舎区政情報コーナー・健康福祉計画課・介護保険 課・障害施策推進課、地域包括支援センター、地区サービス事務 所(東部地区を除く)、住区センター、図書館

【区民説明会】

- ○第1回:令和2年12月10日(木)10:00~14:00、E会議室
 - 来場者 47 人
- ○第2回:令和2年12月13日(日)10:00~16:00、大会議室
 - 来場者 12 人

(2) パブリックコメントの検討結果一覧

対応 区分	内 容	件数
1	ご意見の趣旨に沿い、計画案に反映します。	0
2	ご意見の趣旨は計画案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	9
3	計画案には取り上げませんが、事業運営の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	1 1
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題であると考えます。	1 1
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	0
6	その他(1~5のいずれにも該当しないもの)	1
	合 計	3 2

(3)分野別意見数

	分野名	件数
第1章	計画の概要	1
第2章	計画の基本理念・重点的な取組等	2
第4章	介護給付等対象サービスの現状と見込み	2
第5章	地域支援事業の取組	7
第6章	総介護費用及び第1号被保険者保険料の見込み	3
第7章	介護サービスを円滑に提供するために	1 7
	合 計	3 2

第8期目黒区介護保険事業計画素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	種別	意 見(要旨)	関係所管	対応 区分	検討結果(対応策)
第 1:	- 章 計画	画の概要	<u>'</u>			
	4 計画	画策定σ	ための体制			
1	議会	持参	今介護が必要な高齢者は、新型コロナウイルス感染症の影響でデイサービスなどに通えず、身体機能、認知機能が低下した高齢者が増えている。また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護事業所のダメージは深刻である。目黒区として状況を把握し、適切に対応できるための事業計画を策定すること。	介護保険課	3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、高齢者及び介護事業所を取り巻く環境が大きく変化しています。高齢者の身体機能、認知機能への影響は非常に懸念されており、区としましても、適切に対応していく必要があると認識しております。 また、介護事業所に対しては、これまでも物資の配布、給付金の支給等を行ってまいりましたが、今後も必要な支援を行ってまいります。
第2		画の基本			l	
	1 計画	画の基本	理念			
2	議会	持参	サービスの充実に向けて、事業者の人材育成や人 材確保への支援を図るとあるが、併せて「人材離職 防止への支援」も追加すべきである。	介護保険課	2	計画の基本理念では、サービスの質の向上を図るために「事業者の人材育成や人材確保への支援」を掲げております。 この中には、介護職員の採用に係る支援と介護職員が事業所で働き続けるための支援等が含まれており、離職防止への取組も含まれております。
	2 第8	3期にお	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		.	
3	議会	持参	介護人材確保・定着・育成のための取組の充実と あるが、併せて「人材離職防止のための取組」も追 加すべきである。	介護保険課	2	介護職員が同一事業所で引き続き働き続けることを 「定着」と表現しており、定着の取組の中には離職防止 のための取組も含まれております。
第4	章 介語	養給付等	対象サービスの現状と見込み			
	2 介語	隻サーヒ	え基盤等			
4	議会	持参	待機者解消のための特別養護老人ホームの増設 計画を新たに作成すること。	高齢福祉課 介護保険課	2	新たな特別養護老人ホームとして、現在、国有地である国家公務員駒場住宅跡地での整備に向けて、国との調整を行っています。引き続き、国公有地等の活用などにより、入所希望者の長期待機の解消に向けて取り組んでいきます。

番号	区分	種別	意見(要旨)	 関係所管	対応	検討結果(対応策)
5	議会	持参	サービス供給体制の確保のための取組において、 施設整備では目黒区の地価が高いことから都や区 独自の補助制度により参入促進を図るとあるが、併 せて「未利用住居の利活用による参入促進」にも取 り組むことを要望する。	高齢福祉課都市整備課	3	地域密着型サービスの整備促進を図るため、都の「認知症高齢者グループホーム整備に係るマッチング事業」を活用し、土地建物所有者向けに、補助事業等の周知に係る取組を行っています。 また、目黒区空家等対策計画を踏まえ、関係所管との連携を図っていきます。
第5			事業の取組 			
	1 介語	雙予防・	日常生活支援総合事業		T	
6	議会	持参	介護サービスの充実は、本来国や自治体の公的責任として実施すべきである。地域住民の「自立・互助」に押し付け、丸投げしてはならない。住民の「助け合い」については、現行サービスをさらに使いやすく充実させるとともに、地域における支え合いや地域づくりを促進するものとして位置付けること。	介護保険課	3	区としては、住民の助け合いの位置付けを、専門職の サービスを代替するものではなく、支援の手段が多様 になることで柔軟かつ効果的に高齢者の日常生活を支 えていくものと考えています。このため、第8期介護保 険事業計画においても、必要な介護サービスとしてお ります。
7	議会	持参	自立支援・介護予防・重度化防止の取組について。 要支援者の通所介護・訪問介護が介護給付から除外 され、自治体独自の総合事業に移った。現行の予防 給付相当サービス・区独自基準サービスのサービス 基準を引き下げることなく存続させること。	介護保険課	3	自立支援・介護予防・重度化防止に資するとともに、 安全性を確保しつつ効果的・効率的な事業運営を実施 するためのサービス基準については、現行のサービス を当面維持してまいります。
8	議会	持参	自立支援・介護予防・重度化防止の取組について。 介護給付の適正化については、25項目のチェックリストによる判定が行われているが、希望するすべての人に対して従来どおり介護申請(認定)を受けさせること。	介護保険課	3	総合事業のサービス利用に当たっては、簡易迅速な サービス利用を希望する場合などに基本チェックリス トによる判定を行っています。要介護認定申請、基本チェックリストのどちらを行うかは、利用が見込まれる サービス内容等にもよりますが、ご本人の希望が優先 されます。
9	義会	持参	一般介護予防事業において、介護予防リーダーの 育成と活動支援に継続して取り組んでいくが、追加 でフレイル予防リーダーの育成等も盛り込むべき である。	介護保険課	3	一般介護予防事業において、これまでも「介護予防・フレイル予防」を地域に広めるボランティアの育成や支援などを行ってまいりました。元気な時から取り組む「介護予防」からさらに自立支援・重度化防止を目的とした「フレイル予防」の視点も強化し事業の実施に努めてまいります。

番号	区分	種別	意 見(要旨)	関係所管	対応 区分	検討結果(対応策)
10	議会	メール	介護の進行を遅らせ健康を維持するために、自立	介護保険課	2	住民主体の通いの場が充実し、人と人とのつながり
			を促す施策を充実すること。			を通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していく
						地域づくりは、地域に活力をもたらし、参加者の介護予
						防・フレイル予防、健康寿命の延伸につながります。今
						後も地域の高齢者がいきいきとやりがいや生きがいを
						もって生活できるための施策を展開してまいります。
11	個人	持参	最後まで自立して暮らしたい、社会貢献したいと	介護保険課	2	介護予防・フレイル予防の普及啓発を目的として、住
			考える人が多くなってきている。			区センターや老人いこいの家など歩いて行ける地域の
			住区センター等を有効活用し、歩いて行ける距離			身近な場所で学べる介護予防教室を行っております。
			の介護予防教室を増やすこと。また、指導する側は、			また、区で養成した「シニア健康応援隊」(ボランティ
			資格を持っている意欲のある方(シルバー等)を活			アの介護予防リーダー)により、地域で「めぐろ手ぬぐ
			用すれば、行政も参加者本人も経済的負担を軽くす			い体操」を行うグループを支援しています。
			ることができる。ただし、本人の意識付けも必要な			
	O 71	T 44 15	ため、わずかでも有料とした方がいいと思われる。			
	2 包括		₹事業 地域包括支援センターの機能強化を目的とした ■ おおおおおおおおおます。	·글 · I · · › · · · · · · · · · · · · · · ·		ロスは 日のウムフ部価格標に甘るいた事業部位に
12	議会	持参	地域包括支援センターの機能強化を目的とした 運営評価において、国の定める評価指標に基づいた	福祉総合課	2	区では、国の定める評価指標に基づいた事業評価に 加えて、既に平成27年度の介護保険法改正時より毎年
			世宮評価において、国のためる評価指標に基づいた 比較評価を実施していくが、地域特有(目黒区特有)			加えて、既に平成27年度の介護保険法以上時より毎年 度、区が独自に委託している部分も含めた基準に基づ
			の背景も加味することが重要であり、今後は区独自			及、区が独自に安託している部分も古めた基準に基づ く自己評価及び区の評価を実施し、この3つの結果を
			ではいます。 評価指標も加える必要があると考える。			七旬に計画及び区の計画を実施し、この3つの編末を 地域包括ケアに係る推進委員会に報告しております。
笙 6	<u> </u> 音	ト誰 弗 E	正 1日伝 もかんる必要があるころんる。 及び第1号被保険者保険料の見込み			地域已由ケケに係る推進安貞云に報日しておりより。
			段後者の保険料について			
13	議会		目黒区の介護保険料基準額は、第1期3,325円か		4	第8期介護保険事業計画の策定にあたっては、第7
10	时处厶	113	ら第7期6,240円と約2倍に引き上げられている。	71 设 (1	期と同様に介護給付費等準備基金を活用することとい
			目黒区では新たに第4中学校跡地と目黒3丁目に			たしました。
			特別養護老人ホームが2か所建設され、介護給付が			また、区では所得が少なく介護保険料の支払いが困
			増えるからといって、介護保険料を値上げするので			難な方に区独自の減額制度を設けておりますが、保険
			はなく、今こそ保険料負担の軽減と減免制度の拡充			料減額による収入不足分は、他の被保険者に納めてい
			が求められる。介護給付費等準備基金などを活用す			ただいた保険料等で補うことになるため、減免制度の
			ることや、あらゆる手立てを講じて保険料負担の軽			拡充については、慎重に検討する必要があると考えま
			減を図るべきである。			す。

番号	区分	種別	意 見(要旨)	関係所管	対応 区分	検討結果(対応策)
14	議会	持参	第8期の保険料算定において、低所得者への配慮と被保険者の適切な所得段階設定に取り組んでいくが、保険料負担者である生産年齢人口が減少していくことを踏まえて、「今後の生産年齢人口の動向注視」も追加すべきである。	介護保険課	4	介護保険の財源は、公費と介護保険料で50%ずつ負担することとなっています。また、介護保険料負担分のうち、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40~64歳)の負担割合は、計画期間ごとに国が定めており、第8期は第1号被保険者23%、第2号被保険者27%とされました。 負担割合等の制度設計は国が定めている事項であるため、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えます。
15	個人	メール	18億円余の介護給付費等準備基金を使って第8期介護保険料を値下げせよ。準備基金の性格規定の説明もないが、すべて介護保険料に充てられる性格である。この計画の中で、しっかり説明をし、区民の納得が得られるようにすること。	介護保険課	2	介護保険料基準額につきましては、介護保険事業計画上では、第1期から第7期まで、全て前期よりも増額となっております。 介護保険事業計画の策定にあたっては、第7期と同様に介護給付費等準備基金を活用することといたしました。
			ごスを円滑に提供するために			
16	議会		事業 の適正な運営に向けた方策	介護保険課	4	特別養護老人ホームのユニット型個室の利用料(介
	成公		るユニット型特別養護老人ホームは、従来型に比べ 利用料が引き上げられる。低所得者に対する負担軽 減のための助成を行うこと。	高齢福祉課	7	護サービス利用者負担額)は多床室、従来型個室に比べ高額となっています。利用料については、現在の制度でも高額介護サービス費により月額の利用者負担額に上限が設定されています。また、非課税世帯で資産額が一定以下等所要の要件を満たす方の食費・居住費については、介護保険負担限度額認定による軽減制度が実施されています。加えて、社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームについては、上記の制度の適用を受けている方で介護保険料の滞納をしていないなどの一定の要件を満たす方を対象に、利用者負担額と食費・居住費の4分の1をさらに減額する制度もあります。まずは、これらの軽減制度の周知及び利用促進を図ってまいります。

番号	区分	種別	意 見(要旨)	関係所管	対応 区分	検討結果(対応策)
17	議会	持参	介護利用料の引き下げについて。認知症グループ ホームについても、低所得者が安心して入居できる ような受け入れ枠を拡充させること。	介護保険課 高齢福祉課	4	認知症高齢者グループホームの開設にあたっては、 施設整備費の補助事業の実施等により、利用者が負担 する家賃の低減を図っています。今後も、事業所整備の 相談に際しては、補助事業の周知を図るとともに、適正 な家賃が設定されるよう事業所に働きかけます。
18	議会	持参	介護利用料の引き下げについて。介護利用者が 「特例措置」として負担する利用料については、保 険外で区が事業者に補助を行うこと。	介護保険課	6	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う通所介護事業 所等における特例措置につきましては、適用する場合 に利用者の同意を必要としているため、利用者が了承 しない場合は、従前の利用料となります。
19	議会	持参	介護利用料の引き下げについて。2分の1負担を 区の負担を引き上げて、介護サービス利用料の負担 軽減策を拡充すること。	介護保険課	4	区独自の「介護保険利用者負担軽減制度」は居宅でサービスを利用されている方の利用者負担額の軽減制度であり、利用者負担額の2分の1を軽減するものです。 区独自の軽減策の拡大については、慎重に検討する必要があると考えます。
20	議会	持参	介護職員宿舎借上げ補助の対象を、民間特別養護 老人ホームから民間介護事業者にまで拡大すること。	高齢福祉課 障害施策推進課	4	介護職員宿舎借上げ補助事業は、平成28年度から、民間特別養護老人ホームに対して実施しております。 当初は採用5年以内の介護職員を対象としていましたが、令和2年度からは、対象職種の拡大等の要件緩和を行うとともに、新たに民間障害者グループホームに対する補助を実施しております。 事業の更なる拡大につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
21	議会	持参	介護職員の処遇改善に向けて、目黒区独自の直接支援策を講じること。	介護保険課 高齢福祉課	4	介護報酬の単価は、社会保障審議会(介護給付費分科会)における審議を経て、同分科会の意見を踏まえて国が定めているところです。 区としましても、介護保険制度が存続し、区民が必要とする介護サービスが適切に提供されるよう、国の動向を注視しつつ、介護事業者の運営継続に対する支援について国に要望してまいります。

番号	区分	種別	意 見(要旨)	関係所管	対応 区分	検討結果(対応策)
22	議会	持参	介護人材確保を事業所任せにせず、目黒区でもサービスに見合う介護人材確保の計画を作り、それに基づいた具体的な取組を行うこと。	高齢福祉課 介護保険課	4	介護人材の確保については、事業所により勤務条件等が異なるため、各事業所が主体的に取り組む必要があると考えております。 区では、区内民間特別養護老人ホームを対象とした介護職員宿舎借上げ補助や介護職員の負担軽減を目的としたサポートウェアなどの導入経費に対する補助のほか、区内介護事業所等を対象とした、就職相談事業である「めぐろ福祉しごと相談会」を実施しています。
23	議会	持参	委託事業が増える中で、担当課が現場を把握できない状況が起こり、「給付の適正化」のもとで、高齢者が介護サービスから締め出されることがあってはならない。そのためにも目黒区として現場の把握に努めること。	介護保険課 福祉総合課	3	介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者 を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のな いサービスを事業者が適切に提供することを促すもの です。「給付適正化」を理由として、サービスの縮小や 各種基準の変更を行うことはありません。 住民サービスが低下することがないよう、引き続き 現場の把握に努めてまいります。
24	議会	持参	介護人材の確保・定着・育成への取組において、 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等による業務量増加やストレスに対する区の支援が全く 盛り込まれていないため、「今回の感染症対応等の ような事態に対する支援」の追加を要望する。	介護保険課 高齢福祉課	3	新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した状況下における介護事業者の業務支援については、国からの「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等によって感染症の拡大状況に応じた対応策が示され、区としても周知や解釈の支援を行っているところです。 引き続き感染拡大の状況を踏まえた適切な支援を行ってよいります。
25	議会	持参	介護サービス情報の公表において、情報提供が欠かせないため区のホームページ等で情報提供するとあるが、介護を必要とする者の家族等は様々なツールで情報を取得していることから、「区のホームページ等の様々なツールによる情報提供」とすべきである。	介護保険課	3	情報提供のあり方については、介護を必要とする区 民のかたが必要なときに多様な手段で情報を得られる よう広報、パンフレット、ホームページ等での情報発信 が必要であると認識しており、情報提供体制の充実に 努めてまいります。
26	議会	メール	様々な介護サービスに申し込む場合、何度も氏 名・住所を記入することを削減すること。	介護保険課	4	介護サービスの利用にあたっては、利用者と介護事 業者の契約締結によりサービスの提供開始となりま

番号	区分	種別	意 見(要旨)	関係所管	対応 区分	検討結果(対応策)
						す。契約締結は、提供されるサービスの内容や利用料金 等を相互に確認し書面に残すものであり、口頭のみで の説明に起因するトラブルを防ぎ、利用者・事業者双方 を保護する役割があります。 しかしながら、契約書類等の記入にご負担をおかけ することもあるかと思いますので、今後の検討課題と させていただきます。
27	個人	持参	介護ヘルパー及びケアマネジャーはスキルの格差が大きすぎるため、研修を充実させ質の向上を図ること。 また、コロナ下で職を失った若い世代を事業所が積極的に受け入れることができるよう、行政として研修の充実が必要である。	介護保険課	2	区では、これまで目黒区事業者連絡会や主任介護支援専門員連絡会を通じた研修開催等への支援のほか、区主催の研修を実施してきました。また、区内介護事業所の職員を対象に、介護技術の向上や医療的ケアに対応できる技術の習得等を目的とした研修事業を委託により実施しています。引き続き介護事業者のスキル向上のための支援と人材の確保・定着を進めていきます。
28	個人	持参	ヘルパーの仕事は、他人の家に入り、コミュニケーションを含め、大変神経を使う仕事なので、継続して続けられるよう心身のサポートが必要である。	高齢福祉課 介護保険課	2	区内介護事業所の職員を対象に、安心していきいきと仕事が出来るように、「なんでも相談窓口」を開設しています。相談は福祉の仕事に詳しい専門相談員が受け、広く介護職員が抱える悩み等に対応しています。
29	個人	持参	介護報酬アップが賃金に反映されているか、行政 が確認し、指導してほしい。	健康福祉計画課 介護保険課	3	介護職員の賃金改善を目的とした加算として介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算があります。この加算については、取得する事業者に賃金改善等の計画及び実績報告が義務付けられており、適正算定を確認する仕組があります。区としては、介護職員の処遇改善のため加算取得を推奨するとともに、引き続き指導検査においても適正な算定について指導をしてまいります。
30	個人	メール	介護利用料の負担軽減策を強化せよ。とりわけ、 コロナ危機のもとで深刻な家計を強いられている 生活困窮世帯への介護利用料の負担軽減策の強化 が求められている。	介護保険課	4	区独自の「介護保険利用者負担軽減制度」は居宅でサービスを利用されている方の利用者負担額の軽減制度であり、利用者負担額の2分の1を軽減するものです。 区独自の軽減策の拡大については、慎重に検討する必要があると考えます。

番号	区分	種別	意 見(要旨)	関係所管	対応 区分	検討結果(対応策)
31	個人	メール	介護事業者の経営を支援し、介護基盤の崩壊を防ぐこと。人手不足など従来の苦境に加え、新型コロナウイルス感染拡大による利用控えや感染防止費など、新型コロナウイルス感染症の影響が重なった結果である。今こそ、目黒区としても、独自の支援策を講ずるときである。第8期介護保険事業計画の中でこの問題を記述し、具体策を明記する必要がある。	介護保険課 高齢福祉課	4	介護報酬の単価は、社会保障審議会(介護給付費分科会)における審議を経て、同分科会の意見を踏まえて国が定めているところです。 令和2年度には、新型コロナウイルス感染症に対する区独自の支援策として、区内の介護サービス事業所等に対し、マスク等の衛生用品を購入するための費用の一部を「特別給付金」として臨時に支給しております。 区としましても、新型コロナウイルス感染症拡大下においても介護保険制度が存続し、区民が必要とする介護サービスが適切に提供されるよう、引き続き国の動向を注視しつつ、介護事業者の運営継続に対する支援についても国に要望してまいります。
	2 健全	全な介護	に保険財政の確保等		<u> </u>	
32	議会	持参	この間の介護報酬マイナス改定に対して、自治体から介護報酬の引き上げを求めること。	介護保険課	3	令和3年4月に改定する介護報酬の単価は、社会保障審議会介護給付費分科会における審議を経て、すべてのサービスの基本料を引き上げが決定し、全体で0.7%の引き上げとなります。 区としましても、介護保険制度が存続し、区民が必要とする介護サービスが適切に提供されるよう、国の動向を注視しつつ、介護事業者の運営継続に対する支援についても国に要望してまいります。